次亜塩素酸ナトリウム購入仕様書

（一　般）

第１条　本仕様書にて購入する次亜塩素酸ナトリウム（以下「次亜塩」という。）は、大阪府南部流域下水道事務所所管の水みらいセンターにおいて、滅菌用として使用するものである。

（関係法令等の遵守）

第２条　受注者は、次亜塩の納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

（品　質）

第３条　本仕様書に基づき納入する次亜塩は、下表の品質規格に適合すること。

項　　目	規　　格
外観	淡黄色の透明な液体
有効塩素　％	１２以上
遊離アルカリ　％	２以下
塩化ナトリウム　％	４以下

（品質の検査）

第４条　受注者は、前条に適合することを証明する分析試験結果書を発注者に提出しなければならない。

２　前項の分析試験結果書は、公的な試験機関又は計量証明事業登録（濃度）を受けた事業所において提出日より６ヶ月以内に発行されたものに限る。

３　受注者は、発注者から指示があった場合は、発注者立会いのうえ、試料の採取を行い、前条の品質規格に適合していることを確認するための試験を行い、試験結果報告書を発注者に提出しなければならない。

４　次亜塩が前条の品質規格に適合しない場合、貯蔵槽へ圧送してはならない。万一、貯蔵槽へ圧送した場合は受注者の責任により取り替えるものとする。また、貯蔵槽に残存している次亜塩と前条の品質規格に適合しない次亜塩が混合した場合は、槽内全量を速やかにかつ運転管理上支障のないように受注者の責任により取り替えるものとする。

５　受注者は、前条の品質規格に適合しない次亜塩を納入したことが分析結果書等において確認できたときは、水みらいセンター等の運転管理上の不具合等を解消するための措置を講じなければならない。

（納　入）

第５条　納入場所は、下表のとおりとする。

納　入　場　所	住　　所
大和川下流流域下水道今池水みらいセンター	松原市天美西七丁目地内
大和川下流流域下水道大井水みらいセンター	藤井寺市西大井一丁目地内
大和川下流流域下水道狭山水みらいセンター	大阪狭山市東池尻六丁目地内
南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター	泉北郡忠岡町新浜三丁目地内
南大阪湾岸流域下水道中部水みらいセンター	貝塚市二色南町地内
南大阪湾岸流域下水道南部水みらいセンター	泉南市りんくう南浜地内

２　受注者は、納入に先立って発注者に納入日時の指示を受け、その指示された日時に次亜塩を納入しなければならない。納入日時は、原則として閉庁日を除く午前９時から午後４時までとする。ただし、緊急時はこの限りではない。なお、発注者の指示どおり次亜塩を納入できないとき又は納入できない恐れがある場合には、直ちに発注者に報告しなければならない。

３　受注者は、契約締結後速やかに次の各号に掲げる事項を納入計画書として作成し、発注者の承認を得なければならない。

（1）納入に関する取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）の選任

（2）運搬経路図

（3）通行禁止道路通行許可申請書（許可証）の写し、及び通行禁止道路通行許可車の標章を交付された場合はその写し（大井水みらいセンターに係る、藤井寺市立体育館前交差点～大井水みらいセンター入口までの間において、大型貨物自動車及び大型乗用自動車の通行に関して必要。）

（4）計量証明事業登録証（質量）、計量器検査成績書（2年以内に発行されたものに限る。）の写し

（5）受注者及び製造会社の休日表

（6）緊急時の連絡体制表

（7）納入手順書

（8）分析試験結果書

（9）製品安全データシート（ＭＳＤＳ）

（10）別途、発注者の求めるもの

４　受注者は、前項第（７）号の納入手順書を、発注者と協議のうえ作成し、これに基づいて作業を行うものとする。

５　受注者は、納入の都度、次の書類を発注者に提出すること。

（1）第３条の分析表（ロット毎に発行されたものに限る。）

（2）計量証明書（第３項４号の計量証明事業登録に記載されている計量所において計量されたものに限る。）、及び納品書または送付書

６　取扱責任者は、納入に当たり、発注者と受入装置、受入方法及びその他場内での危険防止のための注意事項等について協議を行い、納入従事者に指導教育を行わなければならない。

なお、納入従事者は、指導教育及び訓練を受けた者でなければならない。

７　納入場所における事故について、遅滞なく発注者に届け出るとともに、受注者の責任において解決すること。また、本府施設に損傷を与えた場合は、発注者に届け出るとともに、受注者が原状復旧すること。

（納入の検査）

第６条　受注者は次亜塩を納入したときは、納入場所毎に、品名、数量等を記した納品書を提出するとともに、発注者の検査を受けなければならない。

２　受注者は前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに自己の費用をもってこれに適合する他品と取り替えなければならない。この場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償の発生が発注者の指示によるとき、その他発注者の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。

３　受注者は、前項の規定による取り替えを行ったときは、発注者の再検査を受けなければならない。この場合においては、前２項の規定を準用する。

４　第１項及び第３項の検査に要する費用は受注者の負担とする。

（設　備）

第７条　受注者は、納入用ホースについて、圧送時の最大圧力（タンクローリー安全弁の噴出し圧力・最大 0.18ＭＰa）の 1.5 倍以上の圧力で実施した耐圧試験に合格したものを使用しなければならない。

２　受注者は、納入用ホースの耐圧管理等に責任を持ってあたらなければならない。

３　受注者は、タンクローリーの納入用ホースと受入れ口を接続するアダプター管を、必要に応じて納入時に用意しなければならない。なお、受入口の仕様は別紙のとおりである。

４　アダプター管は、納入用ホースと直接接続するものとし、継ぎ足しホース等の使用は原則認めない。

（貯蔵槽への圧送）

第８条　受注者は、次亜塩を圧送するとき、納入従事者に保護具等を必ず着用させなければならない。

（購入予定数量）

第９条　次亜塩の購入予定数量は、別紙のとおりであるが、処理水量、水質等の変動により、購入予定数量は変動する。

（納入代金の請求）

第１０条　受注者は、第６条の検査に合格した次亜塩を納入したときは、納入場所毎の数量を１か月毎に集計し、契約金額を乗じた額（計算過程で生じた１円未満の端数は切り捨てるものとする。）の支払を発注者に請求することができる。

（履行期間）

第１１条　履行期間は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日とする。

（緊急時の対応）

第１２条　緊急に納入を依頼または取り消しする場合があるので、受注者はこれに応じられる体制を整えておくこと。

（契約の解除）

第１３条　納入された次亜塩を使用することにより、水みらいセンター等の運転管理上に支障を生じる事態が発生し、発注者から改善の要請を受けながら、正当な理由なくして受注者が直ちに措置を講じない場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

（疑義等の決定）

第１４条　この仕様書に定めのない事項、又は、契約書及び仕様書に関して疑義が生じたときは、発注者及び受注者協議のうえこれを定める。

別紙

次亜塩素酸ナトリウム		①	②	③	④	⑤	⑥	総数
納入場所		今池水みらいセンター	大井水みらいセンター	狭山水みらいセンター	北部水みらいセンター	中部水みらいセンター	南部水みらいセンター	―
受入口仕様	配管内径（mm）	40Ａ	50Ａ	50Ａ	40Ａ	50Ａ	50Ａ	―
	タイプ	直管	たけのこ	たけのこフランジ	たけのこフランジ	たけのこ	塩ビフランジ	―
購入予定数量（Kg）	概数	627,000	386,000	346,000	700,000	200,000	80,000	2,339,000
	月間最大購入予定数量	(60,000)	(50,000)	(30,000)	(60,000)	(21,000)	(12,000)	―
	1回当り購入予定数量	(4,000)	(8,000)	(10,000)	(10,000)	(7,000)	(4,000)	―